

4 介護予防居宅療養管理指導サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位			
34 1111	予防医師居宅療養 1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)介護予防居宅療養管理指導費( ) ((2)以外)	(一)単一建物居住者が1人の場合	509 単位	509	1回につき		
34 1113	予防医師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	485 単位	485			
34 1115	予防医師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位	444			
34 1112	予防医師居宅療養 1		(2)介護予防居宅療養管理指導費 ( )(在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	295 単位	295			
34 1114	予防医師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	285 単位	285			
34 1116	予防医師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合	261 単位	261			
34 2111	予防歯科医師居宅療養	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合			509 単位	509		
34 2112	予防歯科医師居宅療養		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合			485 単位	485		
34 2113	予防歯科医師居宅療養		(3)(1)及び(2)以外の場合			444 単位	444		
34 1221	予防薬剤師居宅療養 1	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関の薬剤師の場合(月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合		560 単位	560		
34 1222	予防薬剤師居宅療養 1・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位		660			
34 1251	予防薬剤師居宅療養 2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		415 単位	415		
34 1252	予防薬剤師居宅療養 2・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位		515			
34 1271	予防薬剤師居宅療養 3			(三)(一)及び(二)以外の場合		379 単位	379		
34 1272	予防薬剤師居宅療養 3・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位		479			
34 1223	予防薬剤師居宅療養 1		(2)薬局の薬剤師の場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)		509 単位	509	
34 1224	予防薬剤師居宅療養 1・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位		609		
34 1255	予防薬剤師居宅療養 2				がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)		509 単位	509	
34 1256	予防薬剤師居宅療養 2・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位		609		
34 1225	予防薬剤師居宅療養 3				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		377 単位	377	
34 1226	予防薬剤師居宅療養 3・特薬				特別な薬剤の場合 + 100 単位		477		
34 1253	予防薬剤師居宅療養 4			がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)		377 単位	377		
34 1254	予防薬剤師居宅療養 4・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位		477			
34 1273	予防薬剤師居宅療養 5			(三)(一)及び(二)以外の場合		345 単位	345		
34 1274	予防薬剤師居宅療養 5・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位		445			
34 1275	予防薬剤師居宅療養 6			がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)		345 単位	345		
34 1276	予防薬剤師居宅療養 6・特薬			特別な薬剤の場合 + 100 単位		445			
34 1131	予防管理栄養士居宅療養			ニ 管理栄養士が行う場合(月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合			539 単位	539
34 1132	予防管理栄養士居宅療養				(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合			485 単位	485
34 1133	予防管理栄養士居宅療養				(3)(1)及び(2)以外の場合			444 単位	444
34 1241	予防歯科衛生士等居宅療養			ホ 歯科衛生士等が行う場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合			356 単位	356
34 1242	予防歯科衛生士等居宅療養				(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合			324 単位	324
34 1243	予防歯科衛生士等居宅療養				(3)(1)及び(2)以外の場合			296 単位	296
34 8000	予防特別地域居宅療養管理指導加算	特別地域介護予防居宅療養管理指導加算			所定単位数の 15% 加算				
34 8100	予防居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算				
34 8110	予防居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算				